

山口県報

平成27年
6月23日
(火曜日)

目次

- 告示
平成二十七年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)(砂防課).....一
- 公告
契約の締結(情報企画課).....二
- 周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課).....二
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数.....三



山口県告示第二百二十三号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十七年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供す。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

市町名
山口市 面積(アール) 四、〇五二
周南市 四、六二八

山口県告示第二百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
土生(4)の①地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字	字名	地番	番	標柱番号
岩国市	土生	泰光寺	三九八の一		一号
		千坊坂	三九五の一		二号
		泰光寺	二〇三		三号
			二〇三		四号
			二〇二の一		五号
			二〇二の一		六号
			二〇一の一		七号
			二〇一の一		八号
			四一〇の九		九号
			四一〇の七		十号
			四一〇の三		十一号
					十二号

山口県告示第二百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
土生(4)の②地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	土 生	千 坊 坂	五 一 五 〇 四	一 号
〃	〃	〃	二 一 三	二 号
〃	〃	〃	二 一 三	三 号
〃	〃	〃	二 一 三	四 号
〃	〃	〃	二 一 三	五 号
〃	〃	〃	二 一 三	六 号
〃	〃	〃	三 九 四 地 先	七 号
〃	〃	泰 光 寺	三 九 六 〇 一 一	八 号
〃	〃	千 坊 坂	三 九 六 〇 一 二	九 号
〃	〃	〃	三 九 六 〇 一 六	十 号
〃	〃	〃	三 九 六 〇 一 九	十 一 号
〃	〃	〃	五 一 一 〇 一 一	十 一 号

(二八八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量



電子県庁基幹システムに係る一次運用管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年六月三日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
N T T ビジネスソリューションズ株式会社 大阪市北区大深町三番一号

六 契約金額
一億四千五百三十七万八千八百円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政

(二八九) 周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区落町臨港地区
- 二 都市計画を変更する土地の区域
周南市渚町及び三笹町
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十七年六月二十三日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区古市臨港地区
都市計画を変更する土地の区域
周南市古市一丁目
- 二 変更の内容
区域の変更
- 三 都市計画の案の縦覧期間
平成二十七年六月二十三日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区港町臨港地区
都市計画を変更する土地の区域
周南市浜田一丁目、港町及び温田二丁目
- 二 変更の内容
区域の変更
- 三 都市計画の案の縦覧期間
平成二十七年六月二十三日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区
都市計画を変更する土地の区域
周南市臨海町
- 二 変更の内容
区域の変更
- 三 都市計画の案の縦覧期間
平成二十七年六月二十三日から一週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課

(一九〇) 開発行為に関する工事の完了
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市美里町三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一
株式会社ドラッグストアモリ



山口県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十七年六月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、五、三三

平成二十七年六月二十三日印刷

発行人所

山口県知事

県の教育委員会の 議長及び委員の解職の 請求	副知事並びに県の選 挙管理委員、監査委 員及び公安委員会の 委員の解職の請求	知事の解職の請求	県議会の議員の解職 の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関 する監査の請求
地方教育行政の組 織に関する法律 第八十一条	地方自治法第八十六 条第一項	地方自治法第八十一 条第一項	地方自治法第八十 条第一項	地方自治法第七十六 条第一項	地方自治法第七十五 条第一項
	二 四 七 〇 一 五		上 周 山 関 防 陽 大 小 島 野 田 布 施 町 平 生 町 選 挙 区 周 南 市 選 挙 区 美 祢 市 選 挙 区 柳 井 市 選 挙 区 長 門 市 選 挙 区 光 市 選 挙 区 岩 国 市 選 挙 区 下 松 市 選 挙 区 防 府 市 選 挙 区 萩 市 選 挙 区 山 口 市 選 挙 区 宇 部 市 選 挙 区 下 関 市 選 挙 区 一 四 八 九 二 五 四 五 四 三 五 三 一 〇 六 四 五 六 〇 九 四 九 一 五 九 三 九 四 九 七 八 〇 七 五 七 四 五 〇 一 九 五 六 三 七 五 四 四	二 四 七 〇 一 五	